

5 環境農林委員会における奥田智子県議の質疑

2014年3月11日

◆議案関係・質疑(農林部関係)

Q. 奥田智子委員

第76号議案について伺う。

農地の利用集積について、これまでの取組状況はどのようなものなのか。また、家族経営農家への支援も重視してもらいたいが、今後どのように考えているのか。

A. 農業ビジネス支援課長

農地保有合理化事業等を活用し、経営規模の拡大を図ろうとする農家等に対して、リタイヤする農家や規模を縮小する農家から農地の集積を進めてきた。平成24年度は約185.4ヘクタールが担い手に集積された。

家族経営農家への支援については、現在、地域で策定が進められている「人・農地プラン」において、意欲ある担い手として位置付けられた農家には、経営体育成条件整備事業などの支援を行っている。

Q. 奥田委員

第81号議案について、4点伺う。

1. 大雪による県内の農業被害総額が約229億円と公表されたが、現場の実感としてもっと多いのではないかという意見がある。農林水産省が農業被害額の算定方法について、新しく指導したと聞いている。また、新聞報道によると、他県で被害額を見直しをして公表したところもあるとのことである。再建価格でなく残存価格だと被害額が低く見積もられてしまう。本県だけ取り残されているのではないか。
2. 倒壊した農業生産施設の撤去等について、今の段階で、業者に多額の費用を請求されるなどの被害に遭った生産者はいるのか。
3. 被災した農業生産施設を再建する際に、自己負担で強度を高めた場合に補助の対象となるよう考慮できないのか。

4. 国によると、農業共済制度への加入率は約34%とのことだが、同制度による被災した農作物への農業災害補償はどうなっているのか。

A. 農業支援課長

1. 本県が公表した約229億円という農業被害総額は、県農業災害特別措置条例に基づき、今回の被害を特別災害に指定するために農作物等の被害について市町村が報告してきたものを積み上げたものである。

被害額の算出に当たっては、農業災害対策被害調査報告要領に基づき、作物は収穫減収量に標準価格を掛け、施設は残存価格に被害率を掛け、それぞれ算出し、同条例による特別災害の指定に必要な情報として収集したものであるため、御理解いただきたい。

4. 農業共済制度は、自然災害等による農業被害に対して一定の補填を行うもので、セーフティネットの役割を果たしている。

今回のような大雪被害においては、まさに農業共済に加入していることの効果が発揮される。

今後は農業共済への加入が、より一層進むよう、関係団体と連携して取り組んでいきたい。

A. 生産振興課長

2. 生産者が業者に見積を依頼したところ、通常想定される価格を上回る見積額が提示され、諦めて自ら解体したという話は聞いているが、だまされて被害に遭ったというようなことは聞いていない。

A. 農業ビジネス支援課長

3. 同程度での再建が前提である。これは国の基準であり、見直しは困難である。自己負担でお願いしたい。

Q. 奥田委員

第81号議案について、更に3点伺う。

1. 農業共済制度については理解できるが、この共済に加入していない者を救済する方法はないのか。
2. 倒壊した農業生産施設の解体や撤去作業を請負う職人や建設資材が不足しているが、平成26年度内に倒壊した農業生産施設の解体・撤去等の全てが終了すると考えているのか。平成27年度にも補助事業の継続をすべきだと考えるが、どのように考えているのか。
3. 補助事業に係る申請書類をできるだけ簡素化することは検討していないのか。

A. 農業支援課長

1. 農業災害対策特別措置条例に基づく資金の無利子融資や種代・肥料代に対する補助や経営体育成支援事業による撤去・再建への助成により支援を行っていきたい。
2. 今回の被害は広範囲に及んでおり、作業員や建設資材がひっ迫していると聞いている。
県としては、平成26年度中に復旧できるよう、市町村と連携して事業を進めるが、同年度中に採択となった案件が同年度内に終了しない場合には、繰越し等について国と調整していきたい。
3. 被災者は約3,500名に及ぶ。申請に係る添付書類などの簡素化については、国に対して要望している。事務負担が減るよう、様式の簡素化や手続の迅速化などについて検討していく。

◆調査事項・質疑(農林部関係)**Q. 奥田智子委員**

第1号議案について、新規就農総合支援事業の対象年齢を45歳未満とした根拠は何か。対象年齢を拡大した方がよいのではないかと。

A. 農業支援課長

対象年齢が45歳未満となっているのは、国の規定で定められているからである。今後改善を国に要望していききたい。